



桜花の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。**緊急事態宣言が解除されるまでの期間、訪問往査・来所面談を自粛し、電話郵送FAX・PC画面共有テレビ会議での対応とさせていただきます。**

## 重要情報

### 1. 個人の申告期限 再延長へ

コロナ禍に伴い1か月延長されていた個人所得税・消費税・贈与税の申告納付期限が再延長され、4/17(金)以降も提出が可能となりました。申告書の余白に「新型コロナウイルス申告納付延長申請」とメモを追加します。

### 2. 法人の2月以降の申告期限についても延長へ

上記個人の申告期限の延長と同様の措置が、法人の申告納付にも設けられています。申請方法も同様で、申告書の余白に「新型コロナウイルス申告納付延長申請」と記載することで、延長が受けられます。

### 3. 追加の税務手続の支援策(予定)

コロナ禍減収20%以上なら、国税地方税社会保険料について担保延滞税なしで1年間納付を猶予する特例、欠損金繰り戻し還付対象法人を資本金1億以下から10億以下に拡大、固定資産税の減免などが講じられる予定です。

## 5月のイベント

- ・個人住民税の通知(特別徴収)
- ・自動車税の納付
- ・3月決算法人申告期限

## コロナ支援関連

### <緊急融資>

- 政策金融公庫月5%以上業績悪化で無担保3千万円まで3年間金利△0.9%、月20%以上業績悪化で差額金利も後日返金(実質無利息)

### <スタッフに対する休業手当支給のための助成>

- ★月5%以上業績悪化した事業者が4~6月に休業させたスタッフ(雇用保険加入問わず)に手当を支給した場合、日額8,330円まで助成

- 休校により休職した小学生等の保護者である外注契約社員等に日額4,100円まで

### <事業主に対する持続化給付金>

- ★中小企業は上限200万円、個人事業主は100万円、その月の売上が前年同月の半額以下となった場合に、「前年総売上-その月の売上×12」を支給、受付窓口は追って公開、5月の支給予定

### <生活資金個人世帯向け無利息貸付>

- 市区町村役所「社会福祉協議会」個人の生活資金として最大80万円の無利息貸付

## 元バックパッカー赤羽の旅嘸(バツ)



【2019.5月韓国ソウル⑥反日と嫌韓3】

反日感情で、彼らが憎んでいるのは個々の日本人である我々ではない、この日本でもなく、もっと概念的な「日本民族」というくりであって、既に存在しない大日本帝国であるのかもしれない。そして存在しないものを具現化するシンボルでありアイドルでもあるのが、慰安婦像や徴用工像に過ぎないのではないかと、町中にたずむこれらの像を見て、そう思いました。李泰院イテウォンの交差点で鎮座する慰安婦像の銘板には英語とハングルのみ記載されています。交差点の標識や建物に付けられた通りの名前には、すべてカタカナ日本語表記があるというのに。まさにこれは、日本人に向けたものではなく、自国民の内面に向けたメッセージなのだろう、そう思いました。

## 晩酌のじかん

酒とたばこ、どちらをやめるか?と、いうことで禁煙始めました。仕事は出来る限りパフォーマンスを落とさず、ネット会議などを活用して異動や接触を減らします。できることは何でもやって乗り切ります!禍転じて?日本は10年くらい進歩するかも知れませんか!



## ☆事務所からの連絡☆

PCスマホをお持ちのお客さまは、当面の面談はZoomによるTV会議とさせていただきます。導入については個別にご案内いたします。郵送「弊社宛名シール」が必要な方はお申し出ください。

## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red